

観音寺市立学校に係る部活動の方針

【中学校版】

観音寺市教育委員会

平成 3 1 年 4 月

(令和 5 年 1 2 月改定)

はじめに

このたび改訂する「観音寺市立学校に係る部活動の方針【中学校版】」は、香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン（以降、総合的なガイドライン）を受けて、本市の生徒数の減少等の現状を鑑みて観音寺市教育委員会管内の各中学校が「学校における部活動方針」を決定する際に参考とするためのものです。

市内の各中学校においては、県が策定する総合的なガイドライン並びに本市の部活動の方針を基に、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制の構築をお願いします。

なお、この部活動の方針については、国や県の動向を踏まえつつ適宜改定するもので、観音寺市内各中学校が共通して取り組む内容を示したものです。

1 取組の方向性

- (1) 学校部活動については、その意義を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による継続的な合同部活動や拠点校部活動の実施など、地域との連携を、実情に応じ、積極的に進めていく。
- (2) まずは休日の学校部活動について、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、段階的に進めていく。合意形成や条件整備等のために時間を要する場合があることも想定されるが、生徒の活動の機会確保に向け、できるところから丁寧に取り組む。
- (3) 生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等を図る。

2 適切な部活動の運営

- (1) 入部の在り方については希望制とし、生徒一人ひとりの考えを大切にすること。
- (2) 生徒の個性の尊重と柔軟な部活動運営に努めること。

3 部活動を支える環境の整備

- (1) 部活動指導員・外部指導者については、適任者が希望すれば積極的に活用するのが望ましい。特に土・日の生徒の活動の保障及び教職員の負担軽減の観点から、休日の指導について優先的に進める。必要があるときは事前に市教育委員会と協議すること。

- (2) 保護者との連携を深めるために次のことに留意すること。
 - ・ 年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画等を保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画などを周知すること。
 - ・ 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切に対応すること。
 - ・ 部活動に係る経費を徴収する場合は、できるだけ保護者の負担を軽減するとともに、適切な会計処理を行うこと。
- (3) 人数が揃わず、活動ができてにくい部を有する学校は、学校の実情等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図ること。なお、その際には、生徒及び保護者と十分協議を重ね理解を得ること。また、合同チームの編成については、香川県中学校体育連盟の合同チーム編成に係る規約に準ずること。
- (4) 大会等の参加については、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう配慮すること。

4 発達段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 下記基準に従い適切な休養日、活動時間等を設定すること。
 - ・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - ・ 生徒が十分な休養をとるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける等の工夫をすること。
 - ・ 発達段階や健康安全面から、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 校長は、市教育委員会が策定した上記の方針を基に「学校の部活動に係る活動方針」を決定し、保護者等に説明するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用に努めること。
- (3) 部活動指導員・外部指導者と連携を密にし、共通理解を図ること。

5 安全管理・事故防止

- (1) 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮すること。
 - ・ 生徒の持病や健康診断(心電図検査等)の結果等を含め、常に健康状態の把握に努めること。
 - ・ 校内で指導上の留意事項を共通理解し、全教職員で共通実践に努めること。
 - ・ 施設・設備・用具の安全点検と安全管理に努めること。

- (2) 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法などの救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておくこと。
- (3) 夏季休業中の部活動については、暑さ指数が3.1、または気温が35度を超える時は、原則活動を中止することとする。
- (4) これらのことについては、部活動指導員・外部指導者にも共通理解を図ること。ただし、個人情報については、必要に応じて、保護者の理解を得た上で共有するなどの配慮を忘れないこと。

6 部活動指導員等の活用上の留意点

- (1) 校長は、部活動指導員や外部指導者を活用する際には、学校部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し会う機会を設け、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにする。
- (2) 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員等も教員と同様の対応が求められることを念頭に共通理解を図っておかなければならない。
- (3) 部活動指導員が研修を受ける機会を設け、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、十分理解させるものとする。

○ 参考

- ・ 中学校学習指導要領 (平成29年3月 文部科学省)
- ・ 観音寺市立小・中学校教職員の働き方改革プラン (令和2年6月一部改定 観音寺市教育委員会)
- ・ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)
- ・ 香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン
ー生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の充実を目指してー【中学校版】 (令和5年3月 香川県教育委員会)
- ・ 香川県中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規程 (令和5年2月 香川県中学校体育連盟)